

倉吉市コンベンション等誘致支援助成金交付要綱の一部改正について

倉吉市コンベンション等誘致支援助成金交付要綱（令和4年9月2日倉吉市生活産業部長決裁）を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(交付申請)</p> <p>第7条 規則第5条の規定により、助成金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類をコンベンション開催日の14日前までに市長に提出するものとする。ただし、修学旅行に対する助成金の交付の申請については、<u>第1号及び第2号</u>に掲げる書類を提出することとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 規則第17条の規定による本助成金の実績報告は、助成事業の完了、中止若しくは廃止の日から14日を経過する日又は本助成金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、修学旅行に対する助成金の実績報告については、<u>第1号及び第2号</u>に掲げる書類を提出することとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宿泊施設利用証明書(様式第5号)、<u>宿泊に係る領収書等の証憑書類及び宿泊者名簿</u>(様式第6号)</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、<u>観光の振興及び開発に関することを所管する部の長</u>が別に定める。</p> <p>様式第4号(第10条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>倉吉市コンベンション等誘致支援助成金 実績報告書</p> <p>(あて先) 倉吉市長</p> <p style="text-align: right;">(申請者)</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">略</p> <p>倉吉市コンベンション等誘致支援助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">略</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">添付書類</td> <td style="padding: 2px;">宿泊施設利用証明書(第5号様式) 宿泊に係る領収書等の証憑書類</td> </tr> </table>	略		添付書類	宿泊施設利用証明書(第5号様式) 宿泊に係る領収書等の証憑書類	<p>(交付申請)</p> <p>第7条 規則第5条の規定により、助成金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類をコンベンション開催日の14日前までに市長に提出するものとする。ただし、修学旅行に対する助成金の交付の申請については、<u>(1)及び(2)</u>に掲げる書類を提出することとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 規則第17条の規定による本助成金の実績報告は、助成事業の完了、中止若しくは廃止の日から14日を経過する日又は本助成金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、修学旅行に対する助成金の実績報告については、<u>(1)及び(2)</u>に掲げる書類を提出することとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宿泊施設利用証明書(様式第5号) <u>又は</u>宿泊者名簿(様式第6号)</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、<u>生活産業部長</u>が別に定める。</p> <p>様式第4号(第10条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>倉吉市コンベンション等誘致支援助成金 実績報告書</p> <p>(あて先) 倉吉市長</p> <p style="text-align: right;">(申請者)</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">略</p> <p>倉吉市コンベンション等誘致支援助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">略</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">添付書類</td> <td style="padding: 2px;">宿泊施設利用証明書(第5号様式) <u>又は</u>宿泊者名簿(第6号様式)</td> </tr> </table>	略		添付書類	宿泊施設利用証明書(第5号様式) <u>又は</u> 宿泊者名簿(第6号様式)
略									
添付書類	宿泊施設利用証明書(第5号様式) 宿泊に係る領収書等の証憑書類								
略									
添付書類	宿泊施設利用証明書(第5号様式) <u>又は</u> 宿泊者名簿(第6号様式)								

宿泊者名簿（第6号様式） 収支決算書

収支決算書

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の助成事業から適用する。